

JAFセゾンアメリカン・エクスプレスクード

携行品損害保険のご案内

(動産総合保険・携行品一式契約特約)

外出先での“もしも!!”をサポート

補償内容	日本国内で外出中の偶然な事故によって、被保険者が携行中の身の回り品に損害が生じた時に保険金をお支払いします。 ※身の回り品とは、常時身につけているもの、または、身にまわっているものを指します。
保険金額	保険期間を通じて5万円を限度としてお支払いします。 ※1事故、自己負担額3,000円
保険期間	カード会員の資格を取得された日の翌日の午前0時以降から補償を開始します。

お支払いする保険金の内容

携行品(身の回り品で、住宅外において被保険者が携行しているもの^(注))が、日本国内において、盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を被った場合に、損害額から1回の事故につき自己負担額3,000円を差し引いた額をお支払いします。

また、お支払いする保険金の総額は5万円をもって保険期間中の限度となります。

●保険の対象に事故が発生した時点で、保険金請求可能なメーカー保証や販売店補償等がある場合はそちらにご請求ください。その補償の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。

(注) ただし、次のものはお支払対象になりません。

- 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボードおよびこれらの付属品
- 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、定期券、その他これらに準ずるもの
- 預金証書または貯金証書(通帳および現金支払機用カードを含みます。)、クレジットカードその他これらに準ずるもの
- 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品、その他これらに準ずるもの

保険金をお支払いできない主な場合

次のような原因により生じた損害

- 被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意、重過失
 - 台風、旋風、暴風雨、洪水、高潮などの水災
 - 差押え、没収など国または公共団体の公権力の行使(消防または避難に必要な処置の場合を除く)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 戦争、変乱または暴動
 - 核燃料物質の有害な特性など
 - 変色、瑕疵または自然の消耗
 - 置き忘れまたは紛失
 - 電気的事故、機械的事故
 - 詐欺、横領
- など

(注) この保険はJAFセゾンアメリカン・エクスプレス・カード本会員様が対象となります。

携行品損害保険事故の通知について

■万一事故にあわれた際は、ただちに損害保険ジャパン日本興亜株式会社までご連絡ください（下記専用電話）。事故の日から45日以内にご連絡がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故の通知先

セゾンアメリカンエクスプレス事故受付デスク（24時間／年中無休）

☎0120-661-676 ☎018-888-9295

※事故受付以外のお問い合わせ等は、それぞれの連絡先をご案内させていただきますので予めご了承ください。

携行品損害保険に関する保険金請求書類

保険金請求書類	保険金請求書類	罹災証明書・事故証明書	盗難届	損害品のレシートなど 購入を証明する書類	修理見積書	修理代金請求書または領収書	全損証明書	写真または現物	重複契約確認書	他保険の保険金請求書	委任状	印鑑証明書	個人情報に関する同意書
修理可能	◎	△		◎	◎	◎		◎	◎	△	△	△	◎
修理不能	◎	△		◎			◎	◎	◎	△	△	△	◎
盗難	◎	△	◎	◎					◎	△	△	△	◎

※◎は必要な書類、△は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

※その他当社が必要な事項の確認を行うために欠くことができない書類のご提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

※盗難・その他事故の場合は第三者から事故証明をいただくことがあります。

注意喚起情報

■取扱代理店および引受保険会社は本契約に関する個人情報を、本契約の履行、他の保険商品等の案内・提供、等を行うために取得・利用し、本契約の履行・保険制度の維持のために、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。詳細につきましては、各社のホームページをご覧くださいか、各社までお問い合わせ願います。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱に同意の上、ご加入ください。

■本説明書は商品の概要を説明したものです。詳しい内容については、株式会社クレディセゾンまたは損害保険ジャパン日本興亜株式会社にお問い合わせください。

■損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
電話番号 0570-022808 [ナビダイヤル]（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>）

■損害保険ジャパン日本興亜株式会社は申込人（加入者）および被保険者より保険金請求書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。

ただし特別な照会または調査が必要な場合には、損害保険ジャパン日本興亜株式会社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は損害保険ジャパン日本興亜株式会社までお問い合わせください。

保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜(株)所定の約款に基づきます。

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)
セゾン自動車火災保険株式会社

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

(148A-3000-1708)(2017.8)